

定期積金規定（スーパー積金）

留萌信用金庫

1.（掛金の払込み）

定期積金（以下「この積金」といいます。）は通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳をお差出しください。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは掛金になりません。不渡りとなった証券類は通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

3.（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4.（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または通帳記載の年利回（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

5.（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、第 9 条第 3 項第 2 号、第 3 号 A から E および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 9 条第 3 項第 2 号、第 3 号 A から E または第 3 号 A から E の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

6.（給付補填金等の計算）

- (1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

- ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満

期

日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間につ

い

て、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払

い

ます。

- ② 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第 9 条第 2 項の規定により解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間につ

い

て、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

- ③ 上記①、②の計算に適用する利率はつぎのとおりとします。

A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が 1 年未満のもの解約日における普通預金利率

B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が 1 年以

上のもの約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）

④ この計算の単位は100円とします。

7.（先払割引金の計算等）

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回に準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8.（満期日以後の利息）

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残

高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

9.（解約）

- (1) この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。

① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他本号AからDに準ずる行為

- (4) 前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄（当金庫所定の

払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して(この通帳とともに)当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

10. (満期自動解約処理)

第9条第2項にかかわらず、満期日に本人名義口座への自動解約入金を指定され、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込が完了していた場合に限り、次のとおり取扱います。

- (1) この積金は、当初満期日に自動的に解約され、給付契約金(税引後)の全額について、指定の口座へ入金されるものとします。
- (2) 第4条により満期日が繰延べされている場合であっても、この積金は当初満期日に自動的に解約され、給付契約金(税引後)の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額について、指定の口座に入金されるものとします。
- (3) 自動解約され、指定の口座へ入金された後は、この積金の通帳は無効となります。

11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手料をいただきます。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出て下さい。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13. (印鑑照合)

通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、

変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負い

ません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

14. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対し

て当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二等親内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはでき

ま

せん。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の

第

三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

15.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この積金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書

式により行います。

16. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相

殺

額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに

に通知と同時に当金庫に提出してください。

- ② 複数の借入金等の債務(積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序

方

法を指定してください。

ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

- ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

- ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮して、順序方法を指定することができますものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

- ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を

適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の

定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (取引の制限)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認または資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 当金庫は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
 - (3) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
 - (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合には、当金庫は当該取引の制限を解除します。
18. (通知等)
- 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
19. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上